東近江市事業継続支援金を給付します

●概要

長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大並びに原油価格及び物価の高騰により収益が低下した市内の中小企業者等の事業継続を図ることを目的に事業継続支援金を給付します。

●制度概要

申請期間	令和４年11月１日から令和４年12月28日まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く）
給　付 対象者	滋賀県事業継続支援金第４期の給付を受けている者で、市内に事務所又は事業所を有するもの
支援金の 給付金額	法人の場合　　10万円 個人事業主の場合　５万円 ※支援金の給付は、給付対象者１者につき１回限りとする。
申請に 必要な 書　類	□　東近江市事業継続支援金給付申請書兼請求書（様式第１号） □　市内に事務所等を有することを証明する書類の写し □　滋賀県事業継続支援金第４期の給付を受けたことが確認できる書類の写し □　誓約書兼同意書（様式第２号） □　申請者の指定する金融機関口座の通帳等の写し
申請方法	持参のみ受付します。※郵送での受付はしません。 【受付場所】 ●所属経済団体窓口へ持参（東近江市商工会、八日市商工会議所） ●経済団体の会員でない方は、所在地ごと提出先へ持参 ・永源寺、五個荘、愛東、愛東、湖東、能登川、蒲生地区の方→**東近江市商工会** ・八日市地区の方→**八日市商工会議所** 【受付時間】 受付時間　午前９時から午後４時まで　（土日祝除く）
問合せ	**東近江市商工会　　東近江市池庄町505** **電話　0749-45-5077** 八日市商工会議所　東近江市八日市東浜町1-5 電話　0748-22-0186

◆よくある質問◆

Ｑ１	個人事業主で市内に住んでいるが、事業所は市外にある。この場合は対象になりますか。
Ａ１	主たる事務所・事業所（店舗）が市内にない場合は対象になりません。市内に事務所等を有する事業者で滋賀県事業継続支援金第４期を受給している場合は対象になります。
Ｑ２	複数事業所を経営しているが、事業所ごとに申請できますか。
Ａ２	申請は市内の事業所数に関わらず１事業者１回限りです。
Ｑ３	申請書を市の窓口に提出することはできますか。
Ａ３	八日市商工会議所又は東近江市商工会を申請受付窓口です。申し訳ありませんが、市の窓口では受け付けることができません。
Ｑ４	市内経済団体の会員ではありません。どこに申請書を提出すればよいですか。
Ａ４	主たる事務所等が所在する地域を管轄する経済団体に提出してください。
Ｑ５	申請書類を書き間違えた場合、訂正してもよいですか。
Ａ５	請求書を兼ねていますので訂正はできません。 再度、作成をお願いします。
Ｑ６	市内に事務所等を有することを証明する書類の写しとは、具体的にどのようなものですか。
Ａ６	確定申告書、決算書、営業許可証、事業所の開業届、法人の全部事項証明書、公共料金（電気・ガス・水道）の領収書、不動産賃貸借契約書などです。必要に応じて、２点以上提出をお願いする場合や現地調査を行います。
Ｑ７	滋賀県事業継続支援金第４期の給付を受けていることが確認できる書類の写しとは、具体的にどのようなものですか。
Ａ７	①滋賀県が発行した交付決定通知の写し ②滋賀県事業継続支援金第４期の給付を受けた口座の通帳への振込が記載されたページ（令和４年４月以降の入金の記載が対象です。） また、通帳の入金ページの写しの場合、余白に「ご自身の通帳に相違ないこと」「日付」「法人名・屋号」「代表者名（記名押印または自署）」を記入してください。
Ｑ８	申請者の指定する金融機関口座の通帳等の写しとは、具体的にどのようなものですか。
Ａ８	通帳の見開きのページをコピーしてください。
Ｑ９	滋賀県事業継続支援金の申請以降に「法人成り」、「個人成り」、「事業承継」した場合の支援金はどうなりますか。
Ａ９	本市への申請時点で法人か個人かを判断し、該当する支援金額を給付します。
Ｑ10	滋賀県事業継続支援金の申請以降に「法人成り」、「個人成り」、「事業承継」した場合の必要書類はどのようなものですか。
Ａ10	例えば、「法人成り」の場合、個人の廃業届、法人の設立届等の写しにより確認することとしています。具体的な書類は、八日市商工会議所又は東近江市商工会にお問合せください。
Ｑ11	申請後、支援金が給付されるまでどのくらいの時間がかかりますか。
Ａ11	申請受付後、できる限り早く給付できるよう審査を行います。書類の不備等がないよう御協力をお願いします。なお、書類不備がなく申請を受け付けた場合の支援金の給付予定は下記のとおりです。 【支援金給付予定】 11月15日までに受付完了→11月30日振込 11月30日までに受付完了→12月15日振込 12月15日までに受付完了→12月28日振込 12月28日までに受付完了→１月16日振込